Nara Women's University

【内容の要旨及び審査の結果の要旨】律令制成立期 の政治体制と宮室構造

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2010-01-13
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 中島(山元),章代, 舘野,和己, 西谷地,晴美,
	宮路,淳子, 出田,和久
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10935/1286

氏名(本籍) 中島(山元)章代 (京都府)

学 位 の 種 類 博士(文学)

学位記番号 博課第363号

学位授与年月日 平成20年3月24日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

人間文化研究科

論 文 題 目 律令制成立期の政治体制と宮室構造

論文審査委員 (委員長) 教授 舘野 和己 准教授 西谷地 晴美

准教授 宮路 淳子 教授 出田和久

論文内容の要旨

本論文は、主に7世紀から8世紀にかけてという、日本において律令体制が成立する前後の時期を取り上げ、その時代の政治のあり方を、『日本書紀』を中心とする文献史料と発掘調査から知られた宮室遺構とを総合して、追究したものである。具体的には律令制成立以前の政治体制において、後の太政官の議政官のように中心的役割を果たしたとされる大夫(マヘッキミ)による「大夫合議制」の問題、宮室中枢部における朝堂院構造の成立と、そこで行われた朝参・朝政の問題などを主な題材としている。とりわけ従来の研究においてはともすれば、律令制成立以前と以後との連続性が強調されがちであり、その各時期固有のありかたについては未だ議論が尽くされたとは言い難いという研究動向の批判の上に立って、これまで「通説」とされてきたような議論の再検討をも文献史学の立場から積極的に行っている。

本論文は大きくは5章から構成される。以下で順番に説明する。

第1章「『大夫合議制』再考」では、律令制成立以前における朝政参議・奏宣を職掌とする、政権中枢を構成した官職であるとされる大夫(マヘツキミ)の実態を再検討する。それは冠位十二階の中の小徳以上に相当する者が占め、律令制太政官における参議・大納言以上の議政官の前身であるとも考えられており、律令体制以前の政治体制を検討する際の重要な論点となっている。そこで申請者は『日本書紀』の関係記事を細かく検討した。すると天武紀に見える「小錦以上大夫」の語や、養老公式令では五位以上官人の敬称として規定されている「大夫」は、いずれも階層としての大夫に関わるものであり、特定の官職の称ではない。また孝徳紀などの記述からは、小徳以上の冠位を基準とする階層の実在が知られ、同推古紀・舒明即位前紀などには、小徳以上の4人の人物を中心とするらしい

「群臣」「群卿」による合議のことが見える。しかしそこからは、小徳以上のマヘツキミがその職掌・権限として、恒常的に合議を行っていたとする「大夫合議制」論を肯定する事実を導き出すことはできない。結局マヘツキミは、合議を職掌とする官職ではなく、大王・天皇のそば近くに参上して奉仕するとともに、国政の重要諸部門を責任者として分掌し、政権の中枢を構成した階層であったと考えられると結論づけている。

第2章「『難波朝』の史的意義一難波長柄豊碕宮の朝庭と前期難波宮遺構一」では、645年の乙巳の変を経て、孝徳朝に難波で営まれた難波長柄豊碕宮の意義を評価する。それは「其の宮殿の状、殫(ことごとく)に論(い)ふべからず」と特記される室である。そしてその朝庭は、宮室全体が完成する前から、遷宮に伴う大規模な仏事や、元日の儀礼の場として用いられたことが『日本書紀』から知られる。一方その難波長柄豊碕宮の遺構と考えられる前期難波宮跡は、後の藤原宮にも匹敵する規模を有し、広大な朝庭の周囲には多数の「庁」が建ち並び、藤原宮以後の朝堂院と類似した構造を備えていた。こうした「庁」の存在は、乙巳の変後に歴代の宮室が集中して営まれていた飛鳥から、難波へと都が移転した結果成立したものである。すなわちその規模と構造には、蘇我蝦夷・入鹿討滅後、大臣をも含む豪族の権限を規制し、その本拠地を離れて難波に集住させて、宮に毎日朝参する官僚を創出しようとする、孝徳朝の政権による強制力と理念が体現されていたと述べる。

第3章「庁の成立と大夫」では、7世紀の宮の中枢部である庁と、藤原宮以後の宮室の朝堂との性格的異同を検討し、「大夫合議制」論を批判している。すなわち「大夫合議制」という政治体制を想定し、それが太政官議政官の淵源になっているという議論の支えになっているのは、推古紀・孝徳紀などに見える宮室の「庁」についての記述から復元されたその構造と、前期難波宮及び藤原宮以後の宮室における朝堂院の構造的類似である。前者が後の朝堂の淵源となっているとみるわけである。そしてそれには岸俊男氏による推古朝の小墾田宮の構造復元が大きな影響を与えているが、この復元説はそもそも、庁を後の朝堂、位を後の朝座の原型とし、大夫らを太政官議政官の前身とするという前提に立って行われたものである。『日本書紀』の小墾田宮の構造に関わる記述を検討し直すと、必ずしも岸説のようには読めない。したがってこれらの記述を根拠に、議政官としての「大夫」の存在を証明することはできないと指摘している。

第4章「『朝堂』の成立とその性質―持統紀『朝堂』記事の再検討―」は、持統朝における「朝堂座」の礼儀の規定を手がかりに、朝堂の成立とその性質を論じたものである。それは日本で「朝堂」と呼ばれた建物の実質上の初見である。しかし当時の宮室であった飛鳥浄御原宮の遺構からは、前期難波宮のように広大な朝庭と、多数の庁・朝堂の存在は想定し難い。それにもかかわらず持統4(690)年の「朝堂座」についての規定は、親王や王族、大臣のみならず、一般官人が取るべき礼儀をも定めている。同時期に有位者全般の都への集住を前提とした朝参規定が定められていること、前年には飛鳥浄御原令が頒賜され、同年正月に持統天皇が即位したことなどを総合すると、この朝礼の改革は政

治体制の一新に伴うものである。さらに4年前の朱鳥元年(686)に難波長柄豊碕宮が焼失したこと、4年後の持統8年には藤原宮への遷宮が行われていること、さらに天武天皇が孝徳朝を意識した政策を取っていることなどからすると、この時規定された「朝堂座」の礼儀は、難波長柄豊碕宮でのように、都の周辺に集住した官人全般によって、多数に分かれた朝堂(庁)で朝政が行われることを想定したものである。すなわち後の藤原京の存在を前提にした、先取り的で画期的なものであったと主張している。

最後に第5章「古代日本の朝堂と朝政・朝参」は、朝堂で行われた礼儀に関する規定を元に、藤原・平城宮段階における朝堂院での政務(朝政)などの実態を考察したものである。儀制令文武官条には、初位以上の文武官が毎月朔日に朝堂院に朝参し、庭に整列して大極殿の天皇に対し拝礼し、前月の政務報告を行う告朔の儀のことが定められている。朝堂院はまた、太政官とその所管官司の官人らが各建物(朝堂)に分かれて、毎日の「百官庶政」を行う場でもあった。ところが官人らは毎朝朝堂区域に参入しながら、朔日以外は天皇に対する拝礼を行わないのに対し、親王や太政大臣、左右大臣が朝堂に参集してくる際には、それを迎える礼儀をとらなければならなかった。このことからすると、天皇は通常の日には大極殿に出御せず、朝堂での朝政は臣下らによって自律的に行われており、天皇の判断を仰ぐべき重要事項のみが内裏で上奏されたと考えられる。大極殿は藤原宮の段階からすでに、天皇による日常聴政の場ではなく、告朔や即位礼、朝賀、外交儀礼などの特別の機会にのみ天皇が出御する殿舎であったと結論づけているところである。

論文審査の結果の要旨

本論文は、日本における律令体制成立前後の時期を取り上げ、その時代の政治のあり方を論じたものである。それには当然ながら『日本書紀』の記事をどう分析するかという課題が伴う。そして本論文が扱っている大夫(マヘッキミ)の性格や、飛鳥の宮室の構造、あるいは天皇の聴政のあり方などについては、これまでに「定説」的な理解が存在している。したがってこれまでの研究を越える新たな見解を出すためには、「定説」をいかに打破するかという課題が聳えている。申請者はまさにその困難な作業を行っている。申請者の立場は、これまでの「定説」は律令制以前のことを語る記事を、律令制成立後の事態を元にして解釈している、すなわち後者を前者の解釈に安易に投影していると批判するものである。両者をア・プリオリに結びつけず、それぞれ独自の価値を持つものと解釈することによって、新たな歴史像が浮かんでくるという方法である。もう1つの立場は、飛鳥や難波、藤原宮などの宮室遺構の発掘調査が進展し、多く蓄積されている新たな知見を利用することである。これはかつて「定説」を作り上げた人たちよりも有利である。この2つの立場に立って申請者の行った試みは以下に見るように、成功していると言えよう。

第1章「『大夫合議制』再考」では、律令制成立以前において、後の議政官のように朝政参議・奏宣を職掌とし、政権中枢を構成した官職であるとされる大夫(マベッキミ)の実態を、『日本書紀』の記事を丹念に読むことにより再検討し、マヘッキミとは臣・連の上層部であり、冠位十二階の小徳以上の冠位を与えられた層であり、彼らがその職掌・権限として、恒常的に重要な政治課題について合議を行っていたことは確認できないとして、いわゆる「大夫合議制」論を批判している。

ここで繰り広げられている議論は史料を網羅して丁寧で、その結論に説得力を与えているところである。この結論は、今後7世紀前半までの政治体制を議論する際の1つの立脚点を与えたものと言えよう。そして結論の導くところ、群臣が国政に関する天皇の諮問に会議を行って答えるようなシステムには、それを行うための施設があって初めて可能になるということになり、次章以下で行う宮室の構造分析へとつながっていっている。

次に第2章「『難波朝』の史的意義一難波長柄豊碕宮の朝庭と前期難波宮遺構一」では、孝徳天皇が難波に営んだ難波長柄豊碕宮を検討の素材にしている。同宮が発掘調査によって確認された2時期の宮殿遺構のうち、前期難波宮にあたることを確認したうえで、同宮の意義付けを行っている。これまでは推古天皇の小墾田宮に関する『日本書紀』の記事などから、朝堂の基本形は既に飛鳥の宮で成立していたとする見解が強かったが、それを批判して難波宮の画期性を改めて主張していることが、筆者の論の特徴である。また難波宮の特徴は、そこに政治的機能を集約させ官制を改革したうえで、

有位者全員を毎朝朝参させて朝政を行わせようとしたことによるものであり、また儀礼改革も整えたと位置づけ、それだからこそ、難波宮の構造は藤原宮のモデルになり、またそこが天武朝に複都制を定めたときに副都と位置づけられたとする論の展開は説得的である。論の途中で繰り広げられる諸宮の指摘も丁寧であり、また宮室構造や儀礼の整備を国際関係の視野から説明していることも納得させられる点が多い。

第3章「庁の成立と大夫」では、これまで7世紀の宮室の構造に関して「定説」的位置を占めてきた岸俊男氏の復元説を再検討したものである。すなわち同氏は推古朝の小墾田宮の構造について『日本書紀』の記述から復元し、それは後の朝堂の淵源になっているとみたわけである。それに対し申請者は、それはア・プリオリに後の朝堂のイメージを7世紀の宮室に投影した結果であり、『日本書紀』の記事から復元できる宮室の構造案はいくつかあり、岸説を断案とすることはできないと主張している。そしてそのことは、太政官議政官による聴政のような「大夫合議制」の存在を推古朝に想定することはできないという主張につながっている。

「定説」的見解に果敢に挑んでいく申請者の態度は若手研究者にふさわしいものである。確かに『日本書紀』の記述からは岸氏の読みを唯一のものとすることはできず、それを相対化した意味は大きい。したがって申請者のこの作業結果は、これまで岸説に則って行われてきた宮室構造研究に大きな影響を与えるものであり、高く評価したい。本章の元になった論文は『史学雑誌』116-5の「回顧と展望」でも、「合議と『場』の問題を提起したことは重要」と評価されたところである。ただ宮室構造について、複数の想定案を提示したにとどまり、断案を下すことができていないことは残念である。しかしおそらくそれは現時点では誰もできないことであり、申請者に全ての責任を課すことはできないであろう。

第4章「『朝堂』の成立とその性質一持統紀『朝堂』記事の再検討一」は、「朝堂座」における礼儀を規定する持統4年(690)の2つの詔を検討して、それが当時の宮室であった飛鳥浄御原宮での朝政を前提としたものではなく、むしろ将来の藤原宮を想定した画期的なものであったと主張している。すなわち飛鳥浄御原宮のような少数の朝堂ではなく、藤原宮以後のように、多数の朝堂を有し、全官人が毎日朝参して政務を行うという宮室構造を想定したものであったとする。詔中の「常の如くせよ」という文言から、その背後に朝堂で勤務する一般官人の存在を導き出し、さらにそれを有位者全般の毎日の朝参を規定した詔と結びつけ、先の朝堂の礼儀を藤原宮朝堂院の存在を想定したものと結論づけた議論は鮮やかである。これにより藤原宮の出発点が確定したことになり、同年12月に行われた高市皇子の藤原宮地の視察に先立つ動きが明らかになったことも、重要な成果である。またそれを一連の政治改革の一環と位置づけたことも評価されよう。

ただ標題からは朝堂の成立とその性質を分析することをめざしているとみられるが、ここでは性質についてはあまり触れられていない。むしろ成立に限って述べた方が、話の筋が良く見えたであろう。

最後に第5章「古代日本の朝堂と朝政・朝参」は、朝堂で政務が行われるに際し、天皇が毎日その北にあった大極殿に出御していたのかどうか、朝堂院における朝政とはどのような性質のものかなど、きわめて重要な論点に切り込んだ部分である。そして朝堂に着座している官人が、後から参入してきた親王や太政大臣らに対して一斉に行った礼については規定があるのに、天皇に対する拝礼は毎月朔日にしか行われないということから、天皇は通常の日には大極殿に出御せず、朝堂での朝政は臣下らによって自律的に行われ、天皇の判断を仰ぐべき重要事項のみが内裏で上奏されたと結論づけたことは、きわめて説得的である。これまで、奈良時代の天皇は毎日大極殿に出御して政務を見たのかどうかということをめぐる議論があったが、上述の朝座での礼という視点から、その議論に新たに参入した申請者を高く評価したい。また朝堂は5位以上の人たちの天皇への伺候と口頭決裁の場という有力な説に対し、申請者はそこはあくまで各官司ごとに行われる「百官庶政」の場であったこと、その性格は難波長柄豊碕宮以来のものであることを提示したことや、朝堂と曹司における政務の二重構造論への言及も、今後の議論に大きな影響を与えるものと言うことができる。

以上、本申請論文は古代史にとって重要な論点でありながら、『日本書紀』の少数の記事に頼らざるを得ないうえに、発掘調査によって知られた宮室の遺構をどう解釈するかという困難な問題に果敢に切り込んでいる。そしてとりわけ『日本書紀』を精査し、関係記事を丹念に読み解くという方法で、「定説」とされている議論への批判を成功させていることを高く評価したい。ただ文章はやや難渋な部分があり、整理した方が論旨がより明確になると考えられる所もあるし、上でも述べたように「定説」の批判には成功しているが、自説を展開するという点ではいまだ不十分なところもある。また難波宮の画期性を言うなら、その後の浄御原宮をどう理解するかなど、深めるべき点があるが、これはすべての研究者に課されている課題でもある。申請者の今後に期待したい。

以上の理由から、本審査委員会は、本申請論文が奈良女子大学博士(文学)の学位を授与するに十 分な内容を備えているものと判断する。